

(3) 料金の額及びその徴収期間
別紙-3を次のとおり改める。

別紙3中、別添3のうち

「

坂城	更埴
	ジャンクション
14.1	

」を

「

坂城	屋代	更埴
	スマート	ジャンクション
	12.7	1.4
14.1		14.1

」に、

「

都賀	壬生
	6.3

」を

「

都賀	壬生PA	壬生
	スマート	1.5
	4.8	6.3

」に改める。